

放送を巡る諸課題に関する検討会  
公共放送の在り方に関する検討分科会（第10回）

参考資料

1. 日時

令和2年10月16日（金）10時00分～11時57分

2. 場所 Web開催

3. 出席者

(1) 構成員

多賀谷分科会長、大谷構成員、小塚構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、新美構成員、西田構成員、林構成員

(2) 総務省

秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官、犬童同局総務課長、井幡同局放送政策課長、内藤同局国際放送推進室長、佐藤同局放送政策課企画官、富岡同局放送政策課企画官、萩原同局放送技術課長、林同局地上放送課長、三島同局情報通信作品振興課長、吉田同局衛星・地域放送課長

(3) ヒアリング対象者

NHK松坂専務理事、NHK松崎理事

4. 議事要旨

(1) 日本放送協会からのヒアリング

【松坂専務理事】

NHKの松坂です。

本日はご説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。資料に沿って説明させていただきます。1ページと2ページです。今回、NHKが策定する2021年度から3か年の次期経営計画は、これまでもご説明しておりますが、放送と通信の融合が進み、メディア環境が大きく変化する中であって、新しい「NHKらしさの追求」をキーコンセプトとしております。そして、今後予想される受信料収入の減収局面でもコンテンツを充実させ、視聴者・国民の求める多様性、質の高さを実現するために構造改革を推進し、スリムで強靱なNHKへと生まれ変わります。

2ページに記載の各種取組は、いわゆる三位一体改革に対応したものとなっています。この三位一体改革への対応を加速するため、構造改革に踏み込む次期経営計画とともに、制度改革などを通じた施策が重要だと考えております。構造改革と制度改革等はパッケージとして実行することで最大の成果が得られると考えています。

3ページです。構造改革を断行する際にはスピードも求められますが、スピーディーに実行する

ためには課題も存在します。NHK本体とグループの一体改革では、改革をスピードアップするには、グリップを効かせて関連会社の業務の中身にまで踏み込む必要があります。

受信料の公平負担の徹底では、未契約の方について、誰が受信契約の対象者なのか、受信機を設置しているのかどうかをNHKが把握できないため、訪問巡回活動に多大なコストがかかってしまい、また粘り強く対応することで逆にクレームやトラブルが発生しているという課題があります。NHKはこれらの課題の解決に正面から取り組みます。ただ、こうした課題に取り組むには、現行の仕組みでは限界があり、制度改正が必要だと考えています。

4ページです。環境変化を見据えた将来への対応として、多様で質の高い「NHKらしい」充実したコンテンツを、保有メディアの整理・統合を行いながら、より最適な媒体を通じて合理的なコストで提供し続けます。改革が着実に進み値下げができる環境が整えば、受信料の還元を行います。単年度ではなく、中長期的な経営効率化の成果を確実に視聴者・国民に還元する仕組みを整備、明確化していくことが必要だと考えています。

それでは、ここから具体的な制度改正要望についてご説明いたします。5ページと6ページです。NHKグループ合理化の加速、再編の柔軟化の実現に向け、中間持株会社を設置したいと考えています。単純に子会社を合併するという今までの手法では、時間とコストがかかる割に、統合効果が十分発揮されていない面があります。民間でも活用されている中間持株会社を置くことで、グループのグリップを高め、業務の合理化が加速できると考えています。

大きなメリットとしては2つあります。1つ目は、組織の迅速な最適化が可能となること。子会社を個々のまま持株会社の傘下に置くことで、合併では長時間かかる各種統合手続を迅速化し、会社間の制度の違いを維持したまま、統一ガバナンス強化を実現できると考えています。今後、子会社も一体となってジャンル別管理を推進していくことや、委託業務の効率化や最適化、重複業務の整理などを推進していくためには、よりグリップやガバナンスを効かせることが重要だと考えています。

2つ目は、共通機能の集約です。持株会社にグループ経営、子会社に事業運営という形で役割を切り離すことで、例えば必要な役員数は削減できます。また、管理部門などを共通化することで、グループ全体での最適で効率的なガバナンスを実現できると考えております。今回、中間持株会社の設置を求めているのは、グループ改革を効率的に進めるためであり、グループ会社による業務拡大を意図したものではありません。中間持株会社が設置できれば、まずは主要な子会社数社を持株会社の傘下に入れることをイメージしています。持株会社体制への移行を核としたNHKグループ改革を実現可能とする放送法改正をお願いいたします。

続きまして、7ページ以降は、訪問によらない営業活動の実現についてです。国民の知る権利に

奉仕し、健全な民主主義の発達に寄与するため、自主自律が求められる公共放送NHKの財源面での表れとして受信料制度が導入され、視聴者・国民の皆様の公平負担によりNHKの報道や番組制作が支えられていると考えています。ただ、この公平負担を実現するために、営業経費としての多額の人件費がかかっています。未契約の方などについては、テレビの設置状況や誰が受信契約の対象かなど、訪問を繰り返さないと把握できないのが実情です。人海戦術による極めて不本意な経費がかかっていますが、そうした取組の結果、ようやく今の契約取次件数を確保できているという現実もあります。

一方で、公平負担の徹底のためお客様に粘り強く対応していることが、結果的にクレームやトラブルにつながってしまうことも起きており、視聴者とNHK双方にとって不幸な状況となっています。こうした状況を解消するために、受信機を設置した際に申し出ていただく制度、そして受信機を設置していない方には、設置していないことを申し出ていただく制度を導入できれば、訪問で行っていた設置確認は不要となります。

併せて、未契約の方の氏名等の情報を照会できるようになれば、直接訪問せずに、契約のご案内を無駄なく送付できるようになります。現在のコロナ禍の状況において、訪問を好まない視聴者・国民の方にとってもメリットとなり、訪問を巡るトラブルも劇的に減らすことができます。公平負担の徹底と営業経費の大幅な削減、クレーム抑止が可能になる「受信設備の設置届出義務の設定」と「未契約の方の氏名等の照会」の導入に向け、放送法の改正をぜひお願いしたいと思っております。

なお、前回会合で、構成員の先生方からご指摘いただいたように、「テレビは設置しているがNHKは見ないので契約しない」という方に、受信料制度の必要性や意義を丁寧に伝えることが重要だと考えております。これまでも、8ページにあるような「新型コロナウイルス」や「首都圏直下地震」などへの取組を通じて、NHKの役割や意義などを伝えるよう努めてきました。

また、9ページ、受信料をお支払いいただけない方でも、約7割の方が正確・迅速な情報提供や地域社会への貢献についてNHKに期待されています。受信料をお支払いいただけない方やNHKをご覧にならない方に対しても、公共放送・公共メディアの意義・役割を訴え、ご理解いただく活動を強化していきたいと考えています。

10ページ、営業活動の課題を改めて示しております。契約をいただいている世帯以外については、誰が受信契約の対象なのか、受信機を設置されているかどうか把握できず、年間延べ3億件に上る点検作業や、延べ1億件以上の訪問などが必要となっています。こうした訪問要員にかかる経費は、昨年度、2019年度で305億円に上っています。

そして、「受信設備の設置届出義務」の設定と「未契約の方の氏名等の照会」の運用イメージ、11

ページと12ページをご覧ください。未契約やテレビを設置されていない世帯等に対し、放送を活用した周知やポスティングにより、NHKからテレビなど受信設備があるかないかについて複数回照会いたします。なお、既に受信契約をいただいている方の改めての届出は不要です。こうした照会を複数回行っても、なお届出をいただけない場合、当該住所に居住する方の氏名や、住所変更したものの連絡がない方の場合は移転先を照会いたします。氏名が判明した未契約世帯などの方に対し、郵送による設置届出のお願いを複数回実施いたします。それでもなお届出をいただけない場合、訪問による対応や複数回の通知を行った上で、最終的には訴訟を提起することも視野に入れます。このように丁寧な対応を行っていきたいと考えています。

この制度では、テレビを持たない方にも届出という新たな負担がかかることとなります。現在は自主的に受信契約の手続を申出の方が限定的であること、NHKではご家庭内の設置状況を知り得ないことなどから、未設置の方に対しても何度も訪問するなど、ご迷惑をおかけしている面もあります。新しい制度が整備され、未設置である旨を届出いただいた場合、以降、一定期間訪問しないなど、テレビを持たない方にとってもメリットがある運用が可能だと考えております。

また、届出義務があれば、未契約者の氏名などの居住者情報がなくてもよいのではないかのご指摘もあろうかと思えます。現行では、宛名が無記名でのポスティングの契約化率は、対象の2%程度にとどまっています。一方で、試行的に不動産登記情報を用いて、宛名を入れた記名のダイレクトメールを発送する取組を行った場合、契約率は約7%と3倍以上に跳ね上がります。氏名が特定されることで初めて「自分ごと」となり、義務を果たさなければならないとの意識が生まれ、契約につながるものと考えています。また、どなたが受信契約の対象かが把握できることで、訪問による点検活動等は不要となります。こうしたことから、未契約者氏名等の照会も必要であると考えております。

前回会合でもご質問いただきましたけれども、NHKは全ての方々の居住者情報を受け取りたいわけではありません。現在契約をされていない方のうち、受信設備の設置の有無を届け出ていただけない方に限定した氏名と、必要に応じて転居先の情報を照会したいという限定的な要望であります。

13ページと14ページです。届出義務化や未契約者氏名等の照会よりも、支払い義務を放送法上に規定するほうが、効果があるのではないかのご指摘もあろうかと存じます。受信料は、視聴者のご納得やご理解の下で支払われるべきものであり、契約締結を求めるやり取りの中で、公共放送NHKが自らの役割や受信料制度の意義などについて丁寧に説明し、時には厳しいご意見もいただきながら、視聴者との関係を構築していくプロセスが重要であると考えています。

そうした意味においてNHKとしては、放送法上の契約義務と、それに基づく放送受信規約で支

払義務が定められている現在の構成がふさわしいと考えております。3年前の平成29年の最高裁大法廷判決でも、契約構成によることが妥当であると判示され、受信契約の成立には承諾の意思表示が必要だと判断されたと承知しております。

また、かつて、平成18年頃に支払義務を放送法上に規定することが検討された際、当時70%程度だった支払率が85%程度まで向上することが期待されておりました。その後、NHKにおいて、受信料に関する法的手続を開始したことや最高裁大法廷判決等により、「受信設備を設置した場合、受信契約を締結し、受信料を支払わなければならない」ことに対する視聴者の理解が進み、支払率は昨年度、令和元年度末で83%まで向上しております。

今回の私どもの提案は、現行の契約義務を維持した上で、NHKにおいては、受信設備の設置の有無について把握するすべがないことから、設置状況の届出義務と、それに基づく未契約者の氏名等の照会を入れていただくことで、受信契約の締結に理解を求める活動につなげていきたいというものです。

15ページです。これまでご説明した構造改革と制度改革などは、全体をパッケージで実行することで最大の成果が得られると考えております。改革が着実に進み、値下げができる環境を整えきちんと還元する必要があると思います。そのために、受信料値下げの原資を明確にすることが必要だと考えました。受信料額は、「NHKの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、視聴者に公平に負担いただくことを原則として、一定の料金算出期間における適正な事業計画に基づき「総括原価方式」を基本に算出しており、手続としては、国民の代表者である国会が、毎年収支予算を承認することにより定めることになっています。

その上で、決算の時点で発生する事業収支差金は、これまで、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越してきました。この事業収支差金には、再投資や大災害時などの事業維持に使うべきものと、効率化等の経営努力による剰余金として還元のための原資に充てられるものが混在していると考えています。NHKは、財政安定のための繰越金は、地震等の災害リスクが高い事情を勘案し、事業支出の10%以上が必要だと説明してきました。こうした事業維持や再投資のための一定規模の繰越金は維持した上で、効率化などの経営努力による剰余金は積み立て、受信料の値下げの原資を明確化したいと考えています。そして、一定額がたまったところで視聴者に還元する、そういう受信料還元に関する勘定科目の新設が必要だと思っております。これには省令の改正が必要になると理解しており、より透明性を高めるために、このような仕組みで収支を考えてはどうかと考えております。

最後に、繰り返しになりますが、構造改革と制度改革を通じた施策はパッケージとして実行することで最大の成果が得られます。三位一体改革にスピードアップして取り組むために、必要な制度

改革をお願いしたいと思います。

## (2) 事務局から公共放送と受信料制度の在り方に関する論点整理（案）説明

### 【内藤国際放送推進室長】

事務局でございます。それでは、資料10-2に基づきまして説明させていただきます。本資料のタイトルにつきましては、「公共放送と受信料制度の在り方に関する論点整理（案）」としております。

まず、1ページ進めた目次のところをご覧ください。今回の資料の構成がこちらで見取れますけれども、最初の「現在の受信料制度の課題」と「通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題」につきましては、第4回会合の際の「受信料制度の在り方に関する論点（案）」、資料4-2でお示したのから一部データや記述のアップデートを行い、再度掲載したものとなっております。

次に、そこで挙げられた受信料制度の課題への対応を検討する観点から、NHKの要望等も踏まえた4つの制度的論点について取り上げることとしております。また、受信料制度以外についてのその他の論点といたしまして、NHKから要望のありました中間持株会社の導入と、日本民間放送連盟から要望のありましたNHKと民間放送事業者との連携促進を取り上げておるところです。

それでは、資料の中身に入らせていただきます。まず、1ページにお進みください。こちらは、現行の受信料制度の課題となっております。「現状」については、第4回の資料の4-2から、数値を2019年度決算のものなどに更新させていただいております。

「課題」については、これまでの状況を踏まえて、少し表現ぶりを修正しておりますけれども、諸外国と比べて支払率が低いという不公平性、営業経費の高止まり、そして衛星付加受信料が含まれていることが割高感の一因となっているという点は特に変更ございません。

以上の課題のうち、制度論につながる部分はこの後の資料で出てまいりますけれども、衛星付加受信料につきましては、現行制度の中でNHKがどのような受信料体系にするかの問題でもありますため、次の2ページで、8月のヒアリングにおけるNHK回答、3ページで、9月の各団体からのヒアリングにおける衛星付加受信料を含む受信料水準に関するご意見を紹介させていただいております。この中でNHKは、保有するメディア全体の状況を踏まえて研究を進め、考え方を整理するという回答をしております。また、関係団体からは、衛星付加受信料を中心に、受信料水準の低廉化などを求める意見が寄せられているところです。

続いて、5ページ、「通信・放送融合時代に向けた受信料制度の今後の課題」となっております。こちら「現状」のところ、第4回会合資料から、NHKプラスの登録数などを更新させていただいておりますが、課題として、いわゆるテレビ離れと受信料制度の関係、視聴形態の多様化に伴う

受信料の徴収単位や徴収方法を上げており、こちらも変更はございません。

このうち、次の6ページで、テレビ離れに対する対応に関してNHKのヒアリング回答をご紹介しますが、民間放送事業者が中心となって、見逃し番組配信を提供するTVerも含めた様々なプラットフォームでNHKコンテンツに触れる機会を増やすとされているところです。

また、7ページでは、世帯を徴収単位とすることにつきまして、現在、大きく課題となることはないしつつ、社会的納得性の高い契約単位の在り方について、引き続き検討すべき課題と認識している旨の回答が示されているところです。

続いて、9ページにお進みください。公共放送の受信料制度につきましては、先ほどの課題のまとめになりますけれども、公平性、営業費用、受信料水準などの課題がありますけれども、これに加えて今後の課題として、インターネットを通じたコンテンツ視聴など、視聴形態が多様化する中、テレビに着目した制度の在り方が今後の課題となることが見込まれております。こうした中で、受信料制度の在り方については、9月30日の会合でNHK会長からご説明いただいた要望やこれまでの議論も踏まえて、以下の表にお示しする論点を取り上げております。

まず、論点の1つ目が、受信料を担う者及び業務の在り方ですが、こちらは、通信・放送の融合が今後進展していった場合の課題も視野に、現在のテレビ設置者に着目した受信料制度と、イギリスのように同時配信などのサービス利用者も受信料の対象とするもの、ドイツのように、受信設備に関係なく、全世帯・事業所を対象とする制度についての比較を行っております。

論点の2つ目が、受信料の対象者に関する情報の取得制度となっております。これは9月30日にNHKから要望のありました受信設備設置の通知や居住者情報の取得制度を取り上げているところでございます。

論点の3つ目が、受信料の負担者の義務の在り方として、受信契約締結義務と支払義務の明確化を取り上げております。

論点の4つ目も、これも先ほどNHKからご要望の紹介がありましたけれども、繰越剰余金の受信料への還元制度について取り上げております。

また、上のテキストボックスの4つ目の丸は、こうした論点を検討していく上で必要と考える事項として、第6回会合の際に、基本的視点として挙げたものを改めてお示ししております。受信料制度の在り方については、業務の在り方と整合的な費用負担の在り方について検討するとともに、受信料水準の体系、負担の公平性に関して、国民・視聴者の納得感を得ることが重要であるとしております。

それでは、次の10ページからそれぞれの論点に移ります。最初が、受信料を担う者及び業務の在り方となっております。まず、一番左が、日本で採用されているテレビ受信機設置者を対象とする

制度、次に、テレビ受信機と同時配信サービスの利用者を対象とするイギリス型、一番右が、受信設備に関わらず全世帯・事業所を対象とするドイツ型となります。

また、「考え方」のところで、NHKのインターネット配信などの業務でありますインターネット活用業務の位置付けについても触れております。現在は、これが法律の任意の業務となっておりますけれども、先ほど申し上げたように、受信料の在り方については、業務の在り方と整合性を取り検討するとしたことを踏まえまして、インターネットのアプリ等の視聴も受信料の対象とするイギリス型と、そもそも受信設備に関わらないドイツ型では、活用業務については本来業務とする形でここでは整理しております。

まず、一番右のドイツ型につきましては、受信設備の設置確認が不要となることにより手続きが簡素化されて、訪問も不要になるという利点がございます。ただ、こうした枠組みは、第6回の会合におきまして、国民のほとんどが何らかのメディアを通じて公共放送を視聴可能な環境、または視聴実態がある場合に適当であるとしたところです。この点、日本では、インターネットを通じた番組視聴がまだ普及の初期段階でございまして、現段階では視聴実態と不整合であると「留意点」においてしているところです。

次に、真ん中の英国型につきましては、まず利点として、テレビ視聴以外の様々な目的で利用されるインターネットにおいて、アプリのダウンロードにより視聴の希望がある者の選択に基づくことが可能であり、またネットでの利用者も、認証などによって把握することが比較的容易であることを挙げております。

一方で、留意点としては、第6回会合では、そもそも公共放送を視聴しない者にリーチを拡大できないという点を挙げておりまして、これを踏まえまして、日本ではまだ普及の初期段階にあるインターネットを通じた番組視聴を受信料の対象とすることで、今後の普及拡大を阻害するおそれがあるとしております。

一番左の現行制度につきましては、利点として、現段階では多くの国民視聴者が公共放送をテレビで視聴する実態と整合的であり、その一方で、現在の制度の枠内において可能な範囲でインターネット同時配信などの提供を柔軟に行うことにより、インターネットを通じた番組視聴の普及拡大を図ることが可能であるとしております。ただ、留意点としては、やはり将来的にインターネットを通じた視聴が普及すると、視聴実態とこの受信料制度の不整合というものが問題となってくる可能性があるとしております。なお、左の2つにつきましては、受信設備に着目した制度であるため、留意点として、いずれも営業費用の効率化に限界があるとしております。

これらの点に関して、NHKは、まず11ページでヒアリング回答として、現行制度の下でも、これは先ほどご紹介しましたが、TVerなどを含めて、インターネット上の様々なプラットフォーム



を介してNHKのコンテンツに触れる機会を増やしていくということ、また次の12ページでは、インターネット活用業務の位置付けや費用負担の在り方について、下の④の回答に示されているように、研究を進めてまいりますということを述べております。

一方で、日本民間放送連盟からは、これは中期経営計画の案に対する意見となりますけれども、次の13ページのところで、インターネット分野で果たすNHKの役割について、考え方をNHKが明らかにした上で、多角的観点から国民的議論が行われるべき、次の14ページの新聞協会からは、新制度についてより広い議論に付すべし、衛星放送協会からは、放送の同時配信が可能となることが望ましいとの立場から、NHKが先導的役割を果たすことを期待する旨のご意見があったところ

です。次に、15ページが、NHKから要望のありました受信料の対象者に関する情報の取得制度となります。現在は、受信設備を設置した者が受信契約を締結するという契約締結義務となっております。これに対し、前回の会合でNHKからご要望があったものが、受信設備を設置した場合の通知義務と、公益企業・自治体からの居住者情報の取得制度となっております。これらのいずれも、負担の公平性確保や営業費用の効率化という観点のものということが先ほどご説明があったものです。

まず、真ん中の設置の通知ですけれども、現行制度では、受信設備を設置した場合には契約することとなっているところ、その段階で通知を求めるものとなります。ただ、不払い対策強化の観点から、通知を行う場合には、民事的担保措置の適用を伴うものとはお示しさせていただいております。この場合の利点といたしましては、担保措置を伴う通知の義務により契約率の向上につながり、負担の公平性がより確保される点、また義務を負う者が受信料の負担対象者そのものとなりますので、今の契約締結義務と全くそこは一緒なのですが、行為として追加的負担を求めるものとならないという点を挙げております。ただ、留意点としては、担保措置があるからといって、通知をきちんとしていただくには、現在も行われております訪問活動は、引き続き行っていく必要がありますため、営業費用の効率化という観点からは限界があるということをお示しさせていただいております。

次に、居住者情報の取得制度については、公益企業・自治体から未契約者などの居住者情報の取得を可能とする仕組みでありまして、利点としては、先ほども説明がありましたとおり、訪問の前に郵送手続を先行させることによって営業経費を削減できるという可能性があります。一方で、留意点としては、テレビを設置していない者も含めて個人情報を取得するものであることから、必要性和個人情報の侵害の程度を勘案すると、権利侵害の程度が大きいおそれがあります。また、この場合でも、やはり未回答の方がいらっしゃることは想定されるため、訪問による確認活動は必要でありますので、営業費用の効率化というのは、これは、特に先ほどのドイツ型との比較において限

定的であるとしております。

なお、先ほどNHKからのご説明の中で、担保措置を伴う未設置の届出や届出がない場合の推定規定など、追加の新たなご要望があったところ、本日は論点整理であり、本来はそれも含めて取り上げるべきところですが、提出いただいたタイミングの関係で、今のこの論点には盛り込めていない点をご承知おきいただければと存じます。

次の16ページが、前回会合におけるやり取りのうち主なものです。構成員からは、個人情報の取得について、必要かつ相当であることが必要、未契約の1,300万世帯の個人情報取得の理解を得にくいのではないか、また担保措置を伴う設置の届出義務に加えて、居住者情報の取得制度まで必要かといった指摘があったところです。これに対しNHKからは、特に受信機設置の届出義務を導入するだけでも大きく変わるので、ぜひ導入していただきたいという回答があったところです。

また、少し先の21ページになりますけれども、日本民間放送連盟からは、設置の申告義務についてテレビ離れを誘発する懸念、新聞協会からは、情報取得制度全般について慎重な議論を求めのご意見があったところです。

次の22ページが、以前ご紹介した各国における受信料等の支払い対象者の把握方法ですが、日本については、申告ではなく締結義務ということで、以前の資料から修正して三角にしております。なお、記載について、この資料から一部訂正がございまして、日本について、「受信機設置後遅滞なく契約書を提出」とありますけれども、これはNHKの受信規約における表現であり、放送法に基づけば、「受信設備を設置した者は契約」となりますので、この場を借りて訂正させていただきます。

続いて、23ページが、論点の3つ目となる受信料の負担者の義務の在り方です。こちらでは、現在の受信契約の締結義務と支払義務の明確化について、先ほど出てきた受信設備の設置の通知義務との関係の観点から記載しております。先ほどの15ページのところでは、受信設備の設置の通知義務については民事的担保措置を導入することという案としておりましたけれども、この点について、左下のところで、現在の契約締結義務との関係について検討を加えております。現在の契約締結義務では、受信料そのものも締結した契約に基づき支払う義務が発生する仕組みとなっており、通知義務違反に対する民事的担保措置もこの契約に根拠を置くことを可能とするということが想定されますが、この場合には契約を締結いただかない限り、担保措置を適用する余地がないという限界がございまして。

また、2つ目として、現在は受信設備を設置した段階で契約締結を義務づけているわけですが、通知義務も同じく、受信設備を設置した段階で通知を求めることとなるため、これが併存しますと、設置した者には、契約締結と通知の2つの行為を同時に求めるという、あまり意味のないものになってしまうところです。このため、通知義務の担保措置というものは、契約締結を前提と

せずとも、受信設備を設置した段階で適用可能であること、また契約締結行為との重複が生ずるものとならないことの2点が必要になると考えられます。

こうした観点から、通知義務と整合する別の枠組みとして、支払義務の明確化を右側に挙げております。こちらは、受信設備を設置した者は、受信料を支払うべき私法上の義務を負う旨を明確化するというものになります。こちらは、公共放送を、受信設備を設置した者全体で支える趣旨を明確化するものですが、これは今申し上げた契約締結を前提とせずとも、受信設備を設置した段階で一定の法律関係を生ずることとなるため、右下にありますとおり、未通知の場合の民事的担保措置の導入と整合的であるとしております。ただ、留意点としては、支払義務におきましても、公平負担を含め、国民・視聴者に対してNHKが説明責任を果たしていくということは今以上に必要となるという点を挙げております。

次の24ページが、受信設備の設置通知義務の担保措置と契約の関係を図で示したものとなります。左側の契約締結義務の下での担保措置がない通知義務の場合、視聴者から契約の締結も通知もない場合には、支払いの請求も担保措置のペナルティーの請求もできないこととなります。これに対しまして、右側の支払い義務と未通知の場合の担保措置を設ける場合には、通知によりNHKは設置者を把握して、その上で受信料の支払いを求めることになるものですが、仮に通知がない場合でも、通知義務違反が判明した場合には、割増金などのペナルティーを請求することが可能となります。

次の25ページは、参考として、これまでの受信料に関する法制上の位置付けについて、答申や法制局長官の答弁、最高裁判決を列記したものとなります。NHKの受信料は、NHKに徴収権が認められた特殊な負担金とされており、その目的は、公共的放送をNHKの業務として行わせるためとされており、また、これは個人、団体、国家機関などから財政面の支配や影響がNHKに及ばないようにすることとともに、受信可能な環境にある者により広く公平に負担を求めることとされており、これは、今回の制度的検討に関係するものとしてここで挙げさせていただいております。

次に、28ページが、受信料制度に関する4つ目の論点、繰越剰余金の受信料への還元制度となります。本日もご説明がありましたものを受けての課題の検討となります。「現状」のところですが、NHKの繰越剰余金は近年増加傾向にございまして、昨年度は事業支出の約18%、約1,300億円となっております。中期経営計画案の収支見通しによると、2023年度には、事業支出の13%程度となる見込みです。NHKから、このうち一定部分を受信料に還元するための積立金とすることを検討中であり、勘定科目の設定のご要望があったところです。

これに対する課題として、負担の公平性確保のために今回、制度改正を行うのであれば、受信料

収入が改善した場合には、視聴者に対して受信料を通じた還元を確保することが必要ではないかとしております。

また、課題の2点目として、積立金を設ける場合には、この受信料の適切な還元を確保するために、積立てを可能とするだけでなく、積立てや還元実施の基準、時期などについて、一定の基準を示して、受信料への還元が確実に実施される仕組みを導入することが必要ではないかとしております。他方で、安定的な経営の観点から、一定程度の繰越剰余金の留保は必要と考えられます。

この点、30ページ、昨年、NHKから示された繰越剰余金の水準に関する考え方ですが、この中でも括弧で触れておられますけれども、EUでは、公共放送に10%を超える留保というものは原則として認めておりません。NHKはこれについて、日本ではこの水準に災害リスクが高いことを追加勘案して、望ましい水準を設定することが必要としているところです。

次の31ページが、今触れた今のEUのガイドラインを受けたドイツにおける公共放送の剰余金の規制の枠組みについてお示ししております。前提といたしまして、ドイツは受信料に相当する負担金について、4年ごとに公共放送機関から申請を受けて、必要な負担金額をKEFという機関が審査し、答申する仕組みとなっております。剰余金については、負担金の収入額の10%を超える場合には、次の負担金算定の際の財源に充てるために積み立てるべきことが規定されておまして、原則として事業支出に充てることができなくなっております。繰越剰余金の積立てを制度化することについて、こうした外国の制度を参考とするとも考えられるところです。

以上が、受信料制度に関する論点となっております。

続けて、これまでのヒアリングで要望のあったその他の論点に移らせていただきます。35ページ、NHKから先ほど説明のあった中間持株会社の導入となっております。現状として、放送法においては、NHKの出資については、その資金が受信料で賄われることから総務大臣の認可を必要としております。また、出資の対象というものは、やはりNHKの業務に関連する必要があるということで、これが法律または政令で定められたものに限られています。こうした制度になっているわけですが、NHKの要望は、真ん中にあるとおり、中間持株会社をグループの業務の効率化を加速できるようにするため設けたいというものとなっております。

これに関する課題として、現在の放送法におけるNHKの出資の認可は、直接の出資を対象としておまして、間接出資を想定しておりません。このため、NHKが中間持株会社を設立する場合には、NHKの出資の必要性や業務密接性の確保が間接的なものとなることから、この確保の在り方について制度的担保が必要ではないかとしております。

次に、41ページに、その他の論点②として、NHKと民間放送事業者との連携を挙げております。現状として、NHKと民間放送事業者との連携については、放送法では、放送及びその受信に必要

な調査研究を行い、その成果をできる限り一般の利用に提供すること、そして民間放送事業者のインターネット活用業務と同様な業務の円滑な実施の協力の努力義務が定められております。これに関しては、NHKの経営計画案においても幾つか具体例が示されているところです。日本民間放送連盟からも、これは9月15日の会合でのご要望として、受信料はもっと放送文化全体の発展のために裨益する使い方があってしかるべきではないか。具体例としては、放送ネットワークの維持など、放送サービスの維持または向上に係る部分については、条件不利地域のユニバーサルサービス維持の観点から、NHKがより多く負担するなどがあってもよいのではないかというご要望がございました。

これに関して課題といたしましては、この連携については、国民が多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、特に僻地における放送ネットワークの維持・管理などにおいても、NHKと民間放送事業者の協力がより促進されていくことが望ましいのではないかとしております。

### (3) 質疑応答・意見交換

#### 【林構成員】

林でございます。ご説明ありがとうございました。

まず、協会のご説明について2点質問がございまして、事務局のご報告についても1点質問がありますが、まず、NHKからお願いしたいと思えます。

1点目は、資料の10-1の11ページで、左下の米印のところで、「受信設備を未設置の場合も未設置の届出」を要すると書いてあるのですが、そもそも受信設備を未設置の場合は受信契約締結義務がないわけで、私法上、権原がないところに、未設置の届出義務を課するのは法的に整合しないのではないかと存じます。また、私法上の権原がないわけですから、未設置の届出義務履行について、「民事的な担保措置を伴う」制度の導入ということも、これまた根拠がないということになります。さらに、国民感情という点でも、例えば受信設備を持っておらずテレビを見ないことを思想信条にしている人が、そのことをNHKにわざわざ届け出なければならないというのは、心理的苦痛というか、なかなか世論の理解が得られないのではないかと存じます。加えて「受信設備の推定規定」まで入れることになると受信設備の未設置の届け出をしなかったら設備を持っていると推定されて場合によっては訴訟提起までされるということですので、テレビを持っていない者がテレビを持っていないことを主張・立証しなければならないというのは、未設置者に一方的に不利益を与えることになるおそれがあるのではないかと存じます。まずこの点についてお聞きしたいと思います。

また実効性という点でも、そもそも、受信設備の届出義務が認められれば、設備を設置した未契約者は設備の届け出義務があり、かつそれを担保措置で義務の履行を確保するということから、

未設置の届出義務を導入しなくても、表題にある「訪問によらない効率的な営業活動の実現」というのは一定程度、担保されるのではないかと存じます。今回、「セットでの制度整備」ということを強調しておられる訳ですが、一足飛びに制度整備を図るという手法ではなく、世論や国民感情を睨みながら、一歩ずつ制度改正し、そのつどその効果を検証した上で、必要があればさらなる制度改正に踏み込んでいくというのが、妥当な手法なのではないかと存じますが、いかがでしょうか。

質問の2点目は、中間持株会社についてですが、資料の6頁目で、確かにメリットは大きいと思いますが、一方でデメリットもありうるのではないかと存じます。さきほど事務局資料にも課題が示されておりましたが、子会社管理の手法として、中間持株会社を介在させますと、組織の階層が1つ増えてしまい、逆に全体が見えづらくなる懸念はないでしょうか。NHK本体の孫会社へのガバナンスがより間接的になり、各事業会社とNHK本体との意思疎通が疎遠になったりするおそれはないでしょうか。

最後に、事務局に対する質問でございますが、23頁目の「考え方」のところで、「受信料を支払うべき私法上の義務を負う旨を明確化」とございます。受信契約締結義務という現行法から、「支払い義務」に変更することで、ここにあるように、「受信設備を設置した段階で義務を負う構成は、未通知の場合に民事的担保措置を適用可能とすることと整合的」で、なるほどと思ったのですが、この点敷衍してお聞きしたいのですが、「設置した場合になんらかの法律関係が生ずる」というのがさきほどの事務局の説明でしたが、ここで「なんらかの法律関係」というときの説明ですが、これは、「受信機を設置したものは受信契約を締結すると黙示の意思表示があったと擬制する」というように意思主義的に説明するということになりましょうか、というのが事務局への質問です。

#### 【松崎理事】

ご質問ありがとうございます。NHKの松崎です。1点目について私からご回答させていただければと思います。

ご指摘のとおり、設置をしていない方については、新たに届出をいただくというご負担をおかけすることになるのですが、現状で申し上げますと、自主的にご契約の手続を申し出いただく方が限定的であり、NHKでは、ご家庭内の設置状況、設置されているかどうかを知り得ていないことから、未設置の方に関しても、何度も何度もご訪問をしてご迷惑をかけてしまっている面がございます。特に居住者の情報も分かっていませんので、設置されていない方が転居されている可能性もあるわけで、定期的に訪問するというようなことが実務的に行われてしまって、未設置の方に大変なご迷惑をおかけしている現状がございます。制度が整備されまして、未設置である届出をいただいた場合、一定期間訪問しない等、未設置の方々にとってもメリットがある運用が可能になると考

えているところです。なお、届出をいただくにあたりましては、インターネットや郵送で簡便にお手続いただけるような環境を整備してまいりたいと考えております。

それから、2つの改正をお願い申し上げて、セットで急速な改革ではないかというご指摘もそのとおりかもしれません。そういう点もあると思えますけれども、NHKとしましては、NHKの現状の受信料の営業経費の課題、訪問員による経費、これが300億円を超える経費がかかっており、ここを何とか削減したいと考えております。そのためには、2つの今回の制度要望をセットで実現させていただくことで一気に解決を図っていききたいというのが今回の要望の趣旨でございます。

#### 【松坂専務理事】

続きまして、中間持株のガバナンスに関してのご質問にお答えします。

確かに中間持株会社ができますと、これまでの子会社が位置付的に孫会社というようなことになると思っておりますので、そうした体制も含めて、どのようにガバナンスを行うのかということについては、法律や制度の面で必要なことは行っていく必要があると思っております。

また、NHKの内部としても、関連団体運営基準というものを設けていますが、持株会社ができた際の傘下会社のガバナンスの在り方や役割について規定を変更することや、重要な事項についての事前協議などを整備していく必要があると思っております。中間持株を設置したことによって、その下の会社に対するガバナンスや、グループ全体のガバナンスが落ちることがないように対応していきたいと考えております。

#### 【内藤国際放送推進室長】

事務局でございます。林先生からいただきました3点目の、例えば私法上の義務を負うということについてどのような法的構成が取り得るかという趣旨のご質問であったと思えます。これについてはまだ論点整理を行っている段階でして、現段階で、事務局として具体的な法的構成や、規定ぶりについてイメージができているものではございません。

ただ、やはり先生方とお話をさせていただいている中でも、これは例えばいろいろな法的構成自体があり得るということですので、まずは、支払義務という方向性についていかにあるべきかというところをご議論いただければと思います。

#### 【大谷構成員】

林構成員のご質問、ご意見と重なる部分がございますけれども、述べさせていただければと思います。

まずはNHK様のご説明ですけれども、構造改革を断行して営業経費などを圧縮していこうという明確な意思表示をいただいております、我々としても精いっぱい期待に応えるように検討を進める必要があるのではないかと考えているところです。その営業活動の非効率性といった課題解決のために2つ以上のご提案をいただいておりますけれども、それを支えている理屈が、やはり公平負担というお題目になっています。公平負担は非常に重要ですが、やはり林構成員からもご指摘のあった事柄について、公平負担の理屈だけでご説明していくというのは根拠が難しいのではないかと考えております。もちろん、訪問による営業を減らすということそのものは、NHK様だけではなく、受信者にとっても負担軽減につながりますので、検討することは非常に重要ですが、11ページに示されていた営業事務のフローですけれども、少なくとも3点ほど、慎重に考えるべきところがあるものと思います。

まず、冒頭に掲げられている設置届出義務のところ設置推定と書かれている箇所ですけれども、林構成員からもご指摘がありましたように、未設置者にも申告義務を課す根拠をどこに求めるかということさらさら明らかにしていかなければいけないと考えております。

2つ目に、緑色で書いている「未契約者氏名の照会」ということですが、やはり未設置者を含む方々の氏名を照会することについて、その根拠をどこに求めるかということになるかと思えます。受信契約を締結するために、必要最低限と認められる方法としてどのような方法を検討されているのか、その辺りも明らかにしていただかないと、個人の氏名等の情報を提供する上で、それが適切な情報提供なのか、個人情報の侵害といったことに当たらないのかについての十分な検討ができないと思えますので、具体的な方法の検討段階のものをお示しいただけると、より検討がしやすくなると思います。

そして、推定ということが右側にも出てきております。水色の、設置推定ということですが、実際に設置されていない方にとっての不利益を上回るような利益というのをどこに見出すのか。先ほどから繰り返しておりますように、公平負担という理屈だけでは厳しいと考えております。まず、受信設備の届出、通知といった義務が視聴者のご理解を得て十分に浸透して、例えば未設置の方からも、NHK避けのような形で通知をすることが当たり前になる、義務ではないけれどもそういう方法があって、訪問をしないでもらうということができるといった状況が整うということになって、そのためにはNHKの業務そのもの、それから受信料の金額水準も含めた理解が得られるということがセットだと思いますけれども、そういった一定期間の経過後に、さらに足りないところがあれば再検討するという形が望まれるのではないかと考えております。

もう一つ、支払い義務のところ、事務局にご用意いただいている論点ペーパーの23ページのところ、「留意点」のところ書かれていますように、この支払義務の明確化については、より説明



責任を果たすことが必要だということですが、これは視聴者全体の負担により支えられるということもさることながら、やはりNHKの事業自体が肥大化していない、受信料が合理的なものであるといったことも含めて納得感があるという、そこをもって説明責任が果たされるものだと思いますので、幸い、繰越剰余金の還元というご提案をいただいていますので、その還元が確実に行われるという仕組みとそれこそパッケージで検討すべき、それが確実になるということと併せて検討しなければいけない事項ではないかと思えます。

#### 【松崎理事】

1点目の未設置の方、あるいはテレビを設置しない方に未設置の申告をお願いする根拠、あるいは利益ということについてはご指摘のとおりと思えます。このような制度を導入するのでありましたら、未契約の方、あるいは未設置の方に公共放送を支えるというお気持ちになっていただけるよう、NHK自らが受信料制度の必要性や意義を伝えていくことが非常に大事ではないかと考えております。公平負担に支えられているからこそ、NHKの公平・公正さの判断は実現でき、また知る権利に奉仕できることなど、受信料制度だからできることについて、放送やイベント、あるいは視聴者にお送りする文書や訪問面接時など、あらゆる場面において伝えていく取組を強化してまいりたいと思っております。

2点目です。具体的に未設置の方の氏名の照会に関しましては、なるべく照会の前にお届けをいただけるように放送などを通じてしっかりと周知をしていくということを検討してまいりたいと思っております。

また、3点目ですけれども、氏名を照会する具体的な内容につきましては、公益企業や自治体を考えておりますけれども、居住者の情報を有する事業者は様々ありますが、その中で効率、あるいは効果、コスト面を考慮して、適切な企業を照会先としたいと考えているところです。また、いただいた情報については、個人情報ですので、これまで以上にしっかりと適正に管理をして、照会の時点から運用に当たるまで管理を徹底してまいりたいと考えているところです。

#### 【小塚構成員】

小塚です。ありがとうございます。時間が限られておりますので、私もいろいろお聞きしたいことはあるのですが、なるべく他の先生方との重複を避けて、質問を3点にまとめ、それからその後で私のコメントを3点簡単に申し上げたいと思えます。

まず、質問の第1点、これはNHKに対してです。先ほどから問題になっている設置の届出義務、未設置に届出を課せられるかという問題は、それはそれではありますが、設置の届出義務について何

らかのやはり担保措置が望ましいというお考えのようですが、具体的にはどういうことを考えておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

事務局の資料では、既に割増金というような言葉も出ていますが、NHKとしてはどうお考えなのかということです。そのこととの関連において、担保措置も良いですが、むしろ受信契約を締結しようとする視聴者が適切に届出義務を履行できるように、例えば販売業者、販売業者も家電量販店からメーカーの系列店、さらにはネット通販までありますが、そういうところにご協力いただいて、届出義務が少しでも履行されていくようにする、そういう仕組みが有効ではないかと私は考えますが、NHKとしては、そういうことを取り組む可能性があるのかどうかということも伺いたいと思います。

第2点ですが、これは事務局に対する質問です。これも先ほどから既に出ているところですが、支払義務の明確化というご提案が、事務局から方向感を議論してほしいとおっしゃったのですが、やはり議論をする前提が私はよく分からない。資料には私法上の義務とあり、先ほどの口頭説明では、受信設備の設置によって一定の法律関係が生ずるとおっしゃったのですが、これは、私法、民事法の中でも、要するに契約関係が成立するという構成は維持したまま、契約上で発生する義務という形で受信料支払義務を明確化するというご趣旨であるのか、あるいは、国の債権ではなくてNHKの債権であるという意味において、民事法上の債権であるけれども、それは法律に根拠を持つのか。これは時々ありまして、例えば私の専門で言うと、会社法で取締役の第三者に対する義務というのは、契約責任でも不法行為責任でもなくて、法律上の責任、法定の責任だということになっていきますけれども、そういうようなことをお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

先ほど、事務局は法律構成のことは考えていないとおっしゃったのですが、確かに、例えば契約上の債務であると決めていただければ、その構成の仕方は幾つかあり得ると思います。ただ、それが契約上の債務であるのか、契約とは無関係に法律によって発生する債務であるかというのは、これは義務の性質論であって法的構成の問題ではありません。

かつ、NHKの資料に引用されていますが、最高裁の大法廷判決は、この契約という形でNHKとの関係が生じ、受信料負担もそれによって生ずるということが相当な制度であると。これはあくまでも、契約をするという意思が介在することが制度として相当であると言っているもので、それを変えるとなると、かなり大きな、放送制度全体に関わる、あるいは、少なくともNHKの在り方全体に関わる大きな議論になるのではないかと思います。決して法律構成の問題ではないと思いますので、事務局のご意思を確認したいと思います。ちなみに、NHKからは、松坂専務理事が契約に基づくことを前提として、というふうにプレゼンいただいたと理解しております。

質問の3点目です。NHKに対しての質問で、受信料の還元ができるように制度要望としては勘

定科目をつくってほしいというご要望で、資料の前の方、4ページのところでは、改革が進み、環境が整うことを前提に還元を行うと書いておられますが、具体的にどういうことなのか、これもイメージを伺いたいということです。もう少し噛み砕いて言いますと、一番あり得るのは受信料の値下げということなのですが、受信料の値下げは、今般も実施されましたけれども、一旦、それで受信料が改定されますので、次の改定まで、将来にわたって、言わば受信者の負担が軽減されます。受信者の負担が軽減されるように見えますけれども、NHKから見ると、将来にわたっての減収ということを覚悟しなければならなくなり、この積立金の中の勘定科目という考え方と合うのかどうか。

また、そうすると1か月当たりの還元額は非常に小さくなりますが、むしろそうではなくて、例えばある特定の月や特定の年に限定して、受信料免除に近いような形の還元、免除制度や、あるいは自動振替等の関係を考えて、一旦はお支払いいただいた上で払い戻すことになるのかもしれませんが、そういう時限的な形の還元ということも考えられるのかどうか、NHKにお考えを伺いたいと思います。

それで、コメントを簡単に申し上げますが、まず第一に、先ほども強調しましたけれども、やはりこの契約という非権力的な仕組みでできているというのが現在の日本の公共放送の基本であり、それを変えるというのは相当に大きな議論であると。私は今それを議論する環境が出てきているとはあまり感じられないので、そのことは強調しておきたいと思います。

2点目です。事務局で、アイデアとして、出しておられる受信設備の設置通知義務の担保として割増金制度ということが出ていますが、これは私はあり得ることだと思っていまして、と言いますのは、受信機を設置したにもかかわらず、未設置の話ではありません、通知をせず、受信契約の締結を現行の制度のままであれば行わない、あるいはここを何らか制度を変えとしても、少なくとも受信契約の成立ということについてNHKが知り得ない状況に置き続ける、そのことによって、NHKが資料の12ページでお書きになっているような、ポスティングを2回、郵送による案内を3回、郵送による通知を3回、この回数は例示だと思いますが、これだけの手間がかかるわけで、その原資は、すぐに設置を通知して受信契約を締結した受信者の支払う受信料の負担になるわけです。これは故意にそのような通知を行わないことは、NHKに対して、間接的には受信者一般に対して損害を与えているということで、一種の損害賠償額の予定ということで、割増金というのはいり得る制度ではないかと思っています。

意見の3点目です。どなたもおっしゃっていないのですが、事務局の資料の最後のところで、民間放送事業者との連携という話が出ていました。9月に民放連からご提案があったときにも、私はこれは納得できる、この考え方は十分に検討に値すると思いました。特にインターネット利用業務については協力義務がNHKに課されていますけれども、本来業務である放送について協力義務が

全くないということで、これがないと逆にNHKとしても、いろいろな技術や知見を民間放送事業者と共有しようとしても、適正な対価を取らなくて良いのかという問題が出てきてしまうのではないかと。そういう意味で、ある程度NHKに、緩やかな形かもしれませんが、技術部門、放送の内容に関わらない部門については、民間放送事業者に対する協力義務を制度化しても良いのではないかと考えております。

この二元体制が維持されることによって、日本の放送における言論空間が豊かになるということは、間接的には、あるいは直接的かもしれませんが、視聴者・国民全体にとっての利益であるということで、広い意味で言うと、それも視聴者に対する還元ではないかと考えております。

#### 【松崎理事】

NHKの松崎です。

1点目の届出義務に関する担保措置についてです。適正な制度運用の観点から、受信設備の設置状況について、なるべく自主的に届出をいただけるような担保措置が必要であると考えております。先生ご指摘のとおり、届出義務を著しく怠ることや、実際は設置しているにもかかわらず未設置であるとの虚偽の申告を抑止する何らかの手だて、例えば現行受信規約に規定されているような割増金や延滞利息のようなものが必要であると考えております。

もう一点の質問です。届出義務についての電器店等の合意の枠組みをつくっていくということですけれども、NHKとしても、公平負担の徹底や営業経費の削減につながる実効性のあるものについては前向きに検討したいと考えております。なお、現状の取組として、電器店と量販店には受信契約の取次業務を委託しており、2019年度、新規契約は400件、衛星契約では2,500件の取次ぎを頂戴しているところです。実は「ラジオ商」と言っている時代から、販売をするときの密接なつながりがある一方で、地デジ終了のときには10万件近く取り次いでいただいたことがあり、現状は非常に小さな数字になっていますけれども、パイプはございますので、どういう活用ができるかも含めて検討していきたいと考えているところです。

#### 【松坂専務理事】

続きまして、還元についての具体的なイメージはどうかというお尋ねでした。

これにはいろいろな考え方があると思ひまして、まとまって一時的に還元するというようなやり方と受信料の値下げというようなやり方の対応があると思ひます。これについては協会内でも十分に検討しておりませんので、協会内での議論、関係者との議論などを深めて決めていきたいと思ひます。例えば受信料の値下げというような場合も、この会の議論でも出ておりますけれども、中期

経営計画の期間を1つとして、その間の業務の在り方や受信料額について考えてはどうかというようなご意見もいただいております。こうした還元のための原資が貯まったところで、中期経営計画の一定期間を見通して、どの程度の値下げができるのかということを設定して値下げを実行し、ただし、この値下げはずっと先まで影響してくるものですから、ある程度の期間内で、さらに構造改革のようなものを行って収支均衡に持っていくと、そういう設計も必要だと思っております。そうした点も含めて検討していきたいと考えております。

**【内藤国際放送推進室長】**

事務局でございます。先ほどの小塚先生のご質問で、この支払義務の法的構成について契約関係なのかそうでないのかというご趣旨のご質問であったかと思っております。私法上の支払義務を負う旨を明確化というのは、受信料について、あくまでも民事的な金銭債務としての性格はそのまましつつ、契約を設置した者はNHKに対して受信料という金銭債務を負う旨を明確化するということを念頭に置いているものですが、確かに小塚先生のおっしゃるとおり、これが契約関係であるのか、そうではなくて法律に根拠を置く民事的金銭債権なのかといったところについては様々なバリエーションがあるということと、それを明らかにする必要があるのではないかというご趣旨は承知しましたので、まだ我々も詳しく整理ができていない状況でないので、一旦引き取らせていただいて、次回以降の会合でその詳細の議論にできるように準備させていただきたいと存じます。

**【小塚構成員】**

ありがとうございます。それでは、次回以降、そこを明示的に議論できるようにお願いいたします。

**【新美構成員】**

ありがとうございます。新美でございます。

私は、2点ほどコメントをした後、質問をNHKにしたいと思っております。

まず、第1点のコメントは、届出通知義務に関して、先ほどから議論がありますけれども、最高裁の大法廷判決で、契約関係でいくことを大前提にしますと、この届出通知義務は一体何を根拠として出てくるのか全く私には分かりません。契約を結んでいないのに通知しろというのは契約上の義務でもない。小塚先生がおっしゃるように、不法行為法上の義務だということになるかもしれませんが、不法行為上、不作為の不法行為はその前提として作為義務がなければいけない。作為義務はどこにあるかというと、これは堂々巡りになりますので、通知義務というのは、契約の締結前に措

定するのは非常に困難である。これを認めるということについては、NHKはもっと法律的な議論を詰める必要があと思います。

それから、割増金のことですけれども、遅延利息を取って、なおかつ割増金を取るというのはどういう趣旨なのかよく分かりません。二重取りになる可能性がありますので、その辺は注意しておく必要があろうかと思えます。

それとの絡みで第2点のコメントですが、支払い義務を契約上負うものとするのか法定のものにするのかという議論ですけれども、これはやはり最高裁の判決を前提にすると、契約上の問題として位置付ける必要がありますが、その1つのきっかけとしては、改正民法527条に書かれております意思実現による契約の成立という法律構成は考えて良いのではないかと考えています。

3つ目のコメントですけれども、中間持株会社ですけれど、これは林先生がおっしゃったレイヤーが増えるだけではないかという懸念があります。特に、利益追求団体ではないNHKが経営効率だといった場合に、この中間レイヤーを設けたときのコストがどうなるのかを明確にしない限りは、簡単には中間持株会社という話には乗れないと思えます。その辺の説明がきちりされる必要があると思えます。

それからコメントですけれども、最後にNHKに質問したいのは、公平負担や公平・公正という言葉をおっしゃいますが、それが視聴者にとって納得されるかどうかというのは一番大事なことだと思います。それが結局はNHKらしいコンテンツというところにつながるかと思えますけれども、その場合にNHKの資料の9ページに、未払者でも7割程度がNHKのコンテンツに満足していると、あるいは支持をしているとありますが、これは報道に関しての支持であって、NHKの番組、コンテンツ全体について示されたものではないのではないのかということです。

例えば、断片的ですけれども、若者たちの意見等を聞いてみますと、報道についてはもちろん賛成だけれども、それ以外、特にエンターテインメントについては、金を払ってでもいいからH u l u等で見ますと。それまで受信料という形でNHKに払うのは自分にとっては納得いかないというのを多く聞くわけです。こういう点についてNHKには、NHKらしいコンテンツというのは一体何をもって言うのかということをお伺いしたいです。

#### 【松坂専務理事】

ご指摘がありました9ページの調査ですけれども、これはニュースに限ったものではなく、NHKの提供する番組全体、サービス全体に対しての評価を定期的に聞いているものです。その中で、正確、公平・公正、地域社会の貢献、国際社会、教育・福祉面でのNHKの役割はあると非支払者の方にも一定程度評価していただいていると受け止めております。

それから、NHKらしいコンテンツはどのようなものかということですが、これまでもこの会合で繰り返し出ております。災害のときの安全安心情報や正確な情報の提供はもちろん大事だと思っておりますし、教育や福祉もNHKにとってお届けする価値だと思っております。

それから、エンターテインメントですが、これも公共放送、公共メディアでないと作れないようなエンターテインメントがあると思いますし、例えば伝統を重んじる時代劇をNHKとして継承していく必要があると思っております。国際放送については、これはNHKだけが行っているものです。どんなジャンルに力を入れていくかということについては、これは視聴者の方にも様々な意見があると思いますので、ジャンル別の管理というものを掲げて、そうした方々のニーズなども酌み取りながら、どの辺により経営資源を配分していったらどんなコンテンツを作っていくのか、もちろん民放も公共的な情報、公共的な番組は作っておりますので、NHKが特に力を入れていくところはどのようなところなのかについて、絶えず検証して取り組んでいく必要があると思っております。

#### 【宍戸構成員】

東京大学の宍戸でございます。

それでは、大きくこれまで議論のあった論点②、論点③、それぞれについて、意見を申し上げ、またその後、若干のコメントだけしたいと思います。

まず、論点②の届出義務及び居住者情報の取得の問題については、今日もご議論がありましたように、構成員の中でもいろいろ見方が分かれているところだろうと思います。その上で、私自身は、新美先生がおっしゃいますように、これは私法上の延長として考えるべきではなく、むしろ各種の照会制度のように公共放送の特質に基づき、法律上、公法上の根拠による届出義務、居住者情報の取得ということであり、またそれが営業負担の軽減という観点から正道だろうと思っておりますので、その点について意見を申し上げます。

まず第一に、個人情報をご一般として、契約関係にある相手方との関係で同意ベースで情報を取るとか、契約に基づき情報を取るということは当然できるわけですが、そうでないのであれば、本当にそれが必要である限り、法律の厳密な規律の下で法令に基づく取得としてやるべきです。そして、それがなぜ必要なのかどうかということですが、ここで問題になっているのは、ただ一方的にNHKの便宜でありますとか、フリーライダー対策ということだけではなくて、そもそも公共放送というのは何のためにあるのかが問われていると思います。そこについて構成員の皆様のご意見も集中しているのではないかと思います。

私自身は、もともと現在の受信料制度は、協会の放送を受信できる設備を設置するということは

私的なものではないという前提に立つてつくられているはずだと理解しております。また、公共放送は、設置者、未契約者を含めて社会の健全な情報環境を整備するという意義があって、民間放送とともに二元体制で放送制度が整備されていると理解しております。そうでないならば、そもそも放送法が要らないだとか二元体制が要らないという話だろうと思います。

したがって、問題は、このような届出義務及び居住者情報の取得が、その目的との関係で必要かつ相当であるかということになり、そこは厳密に精査する必要があるということをご前回申し上げ、また事務局資料にも拾っていただいているわけです。そこは懸念していたわけですが、今回のNHK様のご説明で、前回のいろんな質問や指摘を受けて具体的に、とりわけ居住者情報の取得については、限定された場合を想定していることをきちんとご説明いただいたと思いますし、そもそも設置申告を担保するという実効性が居住者情報の取得にはあり得るだろうと思います。

また、少し視点を広げて申しますと、この間、様々な形でマイナンバーシステムを利用して、広く人々の情報を公共的な利用のために取得し、しかし、それに対して厳密な規律を課すとか、また、例えば、コーホート分析などのために、社会情報調査で転居情報を追うことができないかといった議論も、NHKの受信料とは全く違う文脈で社会全体の中で議論されてきているところです。そう考えてみますと、この問題については、社会的意識の変化の可能性もあり得るだろうと思います。

いずれにしても、この社会的意識、人々がこれは受容し得るものかどうかということに最後は関わるということであるとすれば、とりわけ非設置者に対してこの制度がどうやって納得を得られるのか。NHK自身がそのためには、簡易に届出ができるような仕組みをつくる等、いろいろなことを考えなければいけません。とりわけ大谷先生や林先生からのご指摘を受け止めて、現実にもどういうことであれば納得ができるようなやり方があり得るのかについてももう少し議論を詰める必要があると、この論点については考えております。

次に、論点③の支払義務化をするかしないかという問題です。これについては先ほどご議論があり、次回以降議論をするということですので、ポイントを申し上げたいと思います。私自身は、小塚先生や林先生がおっしゃるとおりであって、せめて意思表示のみなしぐらいまでであって、受信機を設置したら直ちに受信料支払義務を発生させるというのは、かなり大変だろうと思っております。まずもって、支払義務を課すほうが、現行法から見て、届出義務などよりもより強制的で、より現行の二元体制受信料制度を変質させるものであるだろうと私は理解しております。

と申しますのは、放送法は、国とNHK、あるいはNHKと公衆の関係を法的に規律するのが基本で、NHKと個々の受信者の関係は私法的な受信規約、そして契約締結で規律しているので、それが支払義務化を入れることによって崩れる。変えるならば、法律を全部変えるということを考えなければいけないだろうということは、これまでいろいろご指摘があったところだと思っております。



憲法学者として申しますと、最大の問題は、憲法84条の租税法律主義との関係を事務局としてどう整理されるのかということです。平成18年3月1日の旭川国民健康保険料事件の大法廷判決は、対価性があるという前提である国民健康保険料ですら、その算定基準を法律ないし条例で定めているということを憲法84条が要求する明確性の要件としております。それに対して受信料は特別の負担金とされており、対価性がないという前提ですので、より租税に近いものであり、受信料額の決定により強い国会の関与が必要になると考えるのが1つの筋であり、少なくともこの判決との関係の精査が必要だろうと思っております。

さらにもう一点、総合受信料になっていない、受信料体系が衛星と地上とに分かれている現在では、設置したときにどの受信料を支払う義務なのかが法律上決まらない。その受信料体系は受信規約で書かれているものでして、それをせいぜい大臣認可であるという受信規約に投げていることについても、租税法律主義との関係でかなり重大な問題が生じると思います。したがって、もっと整理が必要ではないかということをお願いしておきたいと思っております。

それから、意思表示のみならずまだあり得るのではないかと申し上げましたが、そうだとした場合、例えば販売店の現場などで、これを買って放送を受信したら、直ちにそれは契約を締結したことに、なりますからねということをごきちんとして説明することが必要になります。そういったことを考えますと、私は、今回の届出義務もそうですし、支払義務化をめぐる議論もそうですけれども、これらの公平負担のためにより強力な手段をNHKに法律で認めるのだとすれば、それによって、受信者とNHKの絆が弱くならないかを懸念しています。逆に、消費者、受信者保護の規定を私法上の関係として基礎づけられるような規定を放送法に置くべきだと思っております。

論点①で、何となくイギリス型をイメージしつつ、現行の受信料制度を維持するような議論になってきていると思います。例えばNHKプラスについて、普及拡大を限定するおそれがあるからイギリス型はどうかというご指摘がありますけれども、逆にそうであれば、普及拡大を促進するために、例えばNHKプラスを入れると受信料額が割引になる等、何かいろいろな工夫についても検討すべきでないかということが1点です。

それから、論点④の還元の原資の問題ですけれども、私もこれは科目を立てて、それが一定の水準を超えた場合には受信料額を下げるべきものという筋の制度として構想すべきだろうと思っております。もちろん、NHKご指摘のように、一定額貯まったから直ちに受信料額を下げられるかというのは、ご指摘のとおりですが、そうであればこの科目を立てた以上、一定の水準を超えた場合には、予算、あるいは中期経営計画などで、NHKが明示的に、なぜ受信料額を引き下げないのかということについての説明義務を手続的に放送法に設けるべきだと思っております。

中間法人の問題ですけれども、これについてはいろいろご指摘がありましたけれども、やはり情

報公開や消費者保護等が、こういう真ん中の中二階をつくることによってグループ全体として下回ることがないようにしていただきたいと思います。

全体を総じて、先ほど消費者保護についても申し上げましたけれども、NHK自身が、今回のいろいろな制度のご提案もありますけれども、それと同時に、もっとICT等を使って視聴者の声に耳を傾けて、それを経営や報道などに様々な形で反映できる、そういった広い意味での視聴者や国民から納得が得られる法人、企業体に、より前向きに変わっていくということを期待し、またその前提で制度整備について議論すべきものだと思います。

#### 【内藤国際放送推進室長】

事務局でございます。1点、租税法主義との関係について、補足的なコメントだけさせていただきます。ただ、それだけでいいと思います。

まず、現行の受信料は租税と異なりまして、国または地方公共団体が徴収するものではなく、また履行確保の手段も、税の滞納処分などの公権力の行使に関わるようなものではなく、あくまでもNHKに対する民事的な金銭債務の位置付けとなっております。仮にここで議論をしておる支払義務を導入する場合におきましても、このような性格の徴収手段や履行強制手段といったものの変更を想定しているというものではないということをご承知おきいただければと存じます。あくまでも金銭債権の履行強制の手段については民事で履行を確保するという性格は維持するというのを念頭に置きまして、私法上の支払義務としているところです。

平成18年の最高裁判決におきましても、賦課要件が法律または条例にどの程度明確に定めるべきかなどのその規律の在り方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、強制の度合いなどを総合的に考慮して判断すべきものと判示されていることは承知しておりまして、この点について、もちろん十分留意しながら検討しなければならないというのはご指摘のとおりだと思いますので、その点も含めて、次回、資料でご議論いただけるようにさせていただきたいと存じます。

#### 【多賀谷分科会長】

その租税法主義のことについて、私も一言だけコメントします。そのことは多分、フランスの法制度で問題になったことがあります。従来、フランスの公共放送の受信料を国が代わりに徴収するというタックス・パラフィスカルという制度になっていたのが、まさに宍戸さんが言う租税法主義に反するというので、今は多分、正式に税金になっているという経緯が背景にあると思います。

それから、その後の宍戸さんのコメントも、あえてNHKに質問をするという趣旨ではないと思

いますので、次の方の質問に移りたいと思います。

**【西田構成員】**

東京工業大学の西田です。NHKに質問させてください。

ご説明をいただきまして、どうもありがとうございました。既に何人かの先生方からご指摘があるところと重複するところですが、中間持株会社の利点がよく分かりませんので、改めて具体的にご説明いただきたいと考えております。直接、複数社をNHKがガバナンスするなり、合併・統合でも良いようにも思ってしまうので、それからまた理由として、NHKが非営利団体だから難しいという理由もよく分からないところがあるので、具体的に明示いただいたほうが分かりやすいと思いますので、お願いできればと思います。

また、現時点で想定されているデメリットについても、先ほども林先生からご指摘があったかもしれませんが、改めてお伺いしたいと思います。

それから、もう一点、インターネット活用業務に関しても質問させてください。近年、メディアを横断するような先駆的なコンテンツの作成をいろいろと手がけていらっしゃるって、国内外で高い評価を得られているようだということで今回の資料の中にもあったかと存じます。また、それから他にも、教育番組でもメディアを横断するようなコンテンツ作成を先駆けていらっしゃる印象も持ちます。そういう在り方というのは、来るべきスマート社会と言うのか、そういう時代においても重要なコンテンツのありようだと考えます。恐らくNHKのインターネット活用業務実施基準における理解増進情報に当たるのではないかと思うわけですが、他方で、民放等で見かけるものでもなく先駆的なコンテンツという印象を持つので、民間と役割分担を行っていらっしゃると言える印象もありますが、こういった新しいコンテンツ作成の在り方において、例えば、業界団体ヒアリング等でも寄せられているようなインターネット活用業務の抑制や、コスト削減を仮に実施していくとすると影響があるのかなのか、また現状の制度と受信料制度の在り方が当面の期間継続するとして、いわゆる2.5%枠がこれらの一層の発展・開発にどのような影響があるのか、阻害し得るのかどうか、そういったことも含めてどのような影響があるのかご質問させてください。

**【松坂専務理事】**

最初に中間持株についてのご質問がありました。合併については、ここ数年もやっていますけれども、NHKの子会社は、設立の経緯などから非常に複雑で、給与体系や福利厚生も違っているということもあります。そうした中で統合していくのに時間がかかるとか、結果的にコストが高くなるということもありますので、持株会社でグリップすることによって重複業務の整理などがよりス

ムーズに進むのではないか。特に今後、構造改革を進めていきますので、例えば放送系の会社で、どういうジャンルにどういうふう注力して、業務委託をどうするのかということについて、関連各社の間で重複するところを整理していく必要もあると思っており、中間持株が効果的ではないかと思っております。

共通の機能ですけれども、会社の大小というのがあり、リスクを含めた管理部門ですとか、人事、企画とか経理部門について、共通化できるところは共通化して対応したいと思っております。現状ですと、例えば法的な問題について取り組むために専門家の知見を借りるときに、A社とB社とC社と別々に、別々の法人ですので、そこで契約して行うということがありますけれども、中間持株みたいなものができる、そうしたことを1つに集中して、各社に共通するような問題も解決できるのではないかと思っております。

今の立てつけの中で、NHKが子会社のために受信料を使って行うことは非常に大きな制約があって簡単にはできません。そうした面も踏まえ、持株会社を置くことによって、そうした管理部門や新たな取組、業務の整備などが効率的に進むのではないかと思っておりますし、先ほどご質問がありましたけれども、一方で情報公開については、中間持株会社が入ったからといってこれまでの水準を落とすことなくきちっと公開していかないといけないと思っております。

インターネット活用業務については、今、費用的な一定の枠の中でやっておりますので、何か新しいものを始める場合は、既存のものを少し整理して対応しています。先駆的で、なおかつ新しいサービスについてはトライアルすることが必要ですけれども、その分、効果も図っていかないといけないということで、取捨選択しながらやっています。

今後、例えば新しい業務に取り組むことで、これまでの枠組みでは対応できないことをNHK側から求めたり、社会から求められたりしたようなときについては、丁寧にご説明して、費用の問題などについても取り組む必要があるとは思っております。

#### 【長田構成員】

長田でございます。よろしく申し上げます。

今回、いろいろな議論を伺っていて、今回、NHKのご提案の制度にしても、総務省事務局からのご説明の制度にしても、新しく変えていくというのは非常に大変だと実感しました。その中で、公平負担というのは一体どういうことなのか。それから、非常に課題になっている訪問によらない効率的な営業活動は、一体どうやったら出来上がるのかというのは本当に難しいと思いました。

その中で1つ、法律を改正しなくても、先ほどの議論の中でもNHKは「未設置」とおっしゃっていて、先ほど、どなただったかが「非設置」、設置しないという言葉を使っておられて、つまり、非

設置の方がそれを自主的に届けるという制度はつくれないのかと思いました。

それから、83%の世帯が契約していることをどう評価していくのか、訪問によって非常に課題があるということは私も消費者側としてはあると承知していて、そのことも問題提起してきましたけれども、訪問の様々なトラブルを解決する方法は、「訪問しない」ことだけなのかどうかというのは、別に解決策はあるのではないかと考えました。大きな変換をして何もかもが義務化されていくと、NHKと国民の間が遠くなるというのは現実にあるのではないかという気もしてまして、もう少しソフトな形で改革をしていくほうが良いのではないかというのが正直、今のところの感想です。

NHKにお伺いしたいのですが、居住者情報の照会のイメージで、12ページでしょうか、初年度が900万規模、2年目以降は300万規模という結構大きな数字が載っているわけですがけれども、もし万が一こういうことをすることになった場合は、こういう大規模で行う予定なのかということと、それからそういう場合に、自らを律する仕組みというか、濫用をしていないか等、そういった透明性をきちんと図るというような仕組みについては何かお考えがあるのかどうか教えていただきたいと思えます。

#### 【松崎理事】

資料の初年度と次年度の違いですけれども、未契約、お届けのない方が、初年度に調査をすると900万ぐらいありますけれども、次年度以降は、その中で移動された方、引っ越しをされた方のみなので、減るという考え方です。

それから、情報の取扱い、管理体制等のご指摘かと思えますけれども、現状におきましても、4,000万件を超える大量の受信者の方の個人情報を保有・管理してまして、NHK個人情報保護方針、あるいはNHK個人情報保護規程に基づいて、個人情報の保管場所の立入りの厳重管理やアクセス権の限定など、慎重かつ適切に行っており、仮に法整備によって未契約者等の個人情報を取得するようになった場合は、現在の措置よりもさらに一層配慮した運用を想定しているところです。照会権の行使に当たっては、業務に従事する部署を新たに立ち上げて、照会手続を厳格に規定して運用する、それから照会権が適切な目的、手続で運用されているかを外部の専門家等における審査を受ける仕組みを導入する、ご指摘がございましたように、照会件数等、制度の運用について毎年度公表するというようなことを考えています。

また、取得した情報の取扱いについては、NHKの本来の情報と区別できるように識別をして管理をする、照会制度を利用して得た情報にアクセスできる担当者を限定する、法で定められた利用目的に限定して利用する、あるいは照会制度を利用して得た情報へのアクセスを物理的に制限する技術的な手段を構築する、それから照会制度を利用して得た情報に基づく業務委託は極めて限定的

なものとして、一定の資格を有する者のみにするなど、厳格な基準で選定をして、安全管理の措置を徹底してまいりたいと考えています。

#### 【関口構成員】

関口でございます。

意見も感想も、結構ありますけれども、他の先生方からもうご発言いただきましたので、1点に絞って質問させてください。

資料10-1の15ページの受信料の還元についてです。ここで勘定科目の新設を要望されていて、効率化によって生まれる剰余金を還元可能原資として特定したいというご趣旨です。趣旨としては私もよく理解ができると思うのですが、この還元可能原資以外の取扱いについて少し質問をさせていただきます。

先ほど、松坂専務理事からも、事業支出の10%以上はこちらの下の段の再投資・大災害時などの事業維持等に使うべきものとして確保したいというご説明を頂戴しました。例えば、2019年度決算額がここに示されていますが、事業支出の決算額は7,163億円ですから、仮に10%だとしたときでも、716億円の金額が下の段で必要になるわけで、事業収支差金220億円よりもはるかに大きい額が下の段に行ってしまう、そして下の段がどういう使い方を想定されているのかについて具体的な使途が定まっているのかどうか、ここについても少し疑問を感じます。

例えば、NHK放送センターの建て替えは2012年度から建設積立金という形で積立てをなさっていらっやって、残額1,700億円が積み上がっているわけですね。これを2036年の完成までに取り崩していくわけで、随分長い期間にわたるわけですが、使途が明確にされています。しかし、そのような建設積立金とは異なって災害対応だということになると、災害時まで何に使うんだということが、こういった再投資の具体的な使途が定まってこない中で、マックス年間700億円、10年経たつと7,000億円貯まるということになってしまいます。幸か不幸か、事業収支差金はそれほどの貯まり方ではないので、そのような残高が積み上がることを想定することは現実的ではないのかもしれませんが、この事業収支差金の振り分けのルール等ももう少し説明をいただかないと、安易にこの受信料還元科目設置に賛成することにはならないと思いますので、もう少し具体的なイメージをお伝えいただければと思います。

#### 【松坂専務理事】

お答えいたします。財政安定のための繰越金というのは、事業支出の10%強ぐらい確保したいとご説明していますが、これは本当に大規模災害があったときに、受信料収入が確保できない

という中で事業を継続するために必要だと考える額と、それからこの中には、いわゆる設備投資、建設費に使うものが含まれています。毎年の事業支出の中で、減価償却費で賄うものについては減価償却費で賄っていますが、それを超えて大規模な設備投資を行う場合について、この財政安定のための繰越金を一部取り崩して使うことにしております。そうした意味で、一定限度確保しているということです。

一方で、現実には、それを超える事業収支差金が貯まっております。これは予定より収入が増える、予算を執行する過程で予備費などが残ってしまう、あとは物を買うときに、競争契約で予定よりも下がるといったことが積み重なり、事業収支差金が一定額以上に貯まってきているという面がありますので、こうしたものについては還元のための原資として充てたいという考えです。

#### 【関口構成員】

ありがとうございます。資料10-2の事務局資料でも、28ページの最後のところに指摘がありますように、安定的な経営の観点から、一定程度の繰越剰余金の留保ということも必要であると指摘されていますので、全てが還元対象になってしまうと私も考えておりません。ただ、両者の振り分けはどのようなルールなのか。それから、そのような建設について償却費を超えて必要な資金等の中で賄うということですが、そのような計画はどのように示されるのか。計画的に示されるのか。現状の建設積立金をもう少し拡充した制度にするだとか、現状の中でもできることは多々あると思いますが、その点、もう少しご説明をいただけますでしょうか。

#### 【松坂専務理事】

少しご説明が不足しておりました。剰余金の中に、大きく貸借対照表では2つありまして、財政安定のための繰越金と、もう一つは、建設積立資産というのがございます。この建設積立資産というのは、渋谷の放送センター建て替えのために積み立てたもので、新放送センターの建物の費用として積み立てたもので、これ以外には使わないという立てつけになっております。

一方で、設備の費用については、これは全国各地のNHKの設備、送受信設備などもありますけれども、それに対して、毎年、予算事業計画でこれぐらいの設備投資をするということをお示ししていますけれども、それが減価償却費を超える場合、例えば、今年度の予算を立てた段階では60億円ほど減価償却費では賄えないということで、これについては繰越金の一部を充てるということを予算の段階でご説明しております。毎年そういう形でこの繰越金を設備投資に充てるときは、幾らぐらい充てるということは説明しながら対応しているところです。

【関口構成員】

ありがとうございます。そのような設備投資目的で内部留保したいというニーズとは、一定程度必ずあるというのは私も理解しておりますが、受信料の還元体質の認識と再投資に回すという判断が裁量的であってはいけないと思いますので、さらなるご検討をぜひお願いいたしたいと思います。

【多賀谷分科会長】

ありがとうございました。

本日は、活発な御議論をありがとうございました。私からも一言だけコメントさせていただきたいと思います。

先ほどの宍戸構成員の発言、それから長田構成員に対するNHK側のご回答の中にありましたように、今後、届出義務か通知義務か名称はともかく、何らかの形で未契約者の方の個人情報をNHKが取得することができる制度の可能性が検討されることとなります。その場合に、宍戸さんが言うように、受信者保護の規定を放送法上置かなければいけないという話があり、また長田構成員に対する答えの中で、NHKとして、今後は、そのような未設置者の取扱いについてはNHKとして責任を持って行うということをお話しされました。

現在は、放送法では64条の規定があるだけで、具体的に受信者というか、契約をめぐる問題については、かなり民間事業者に対して委託しているわけですがけれども、もし今後、居住者情報等をNHKが取得した場合に、それを恐らくそのまま委託者のほうへ渡してしまうことは、受信者としては考えられないことだろうと思いますので、その仕組みが必要だろうと思います。要するに、全体としては受信契約とするとしても、個人情報の取扱いについては、通常の個人情報保護法とは別に、やはりそれは何らかの仕組みが必要ではないかと思います。

本日は活発なご議論ありがとうございました。次回については、本日の議論を踏まえ、事務局にて資料を作成の上、次回会合で議論することとしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、公共放送の在り方に関する検討分科会第10回の会合を閉会いたします。本日は活発なご議論をありがとうございました。